

# 企 画 競 争 説 明 書

令和 8 年度関東環境局における地域連携共創  
(KANTO Sustainable Business Network)  
構築業務【再度公告】

関東環境局

令和 8 年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）  
構築業務に係る企画書募集要領

1 総則

令和 8 年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添 4「令和 8 年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

予算総額は、500 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- （1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （3）関東環境局長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- （4）令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の《「役務の提供等」の「調査・研究」》において、企画書等の提出期限までに、《「A」、「B」、「C」又は「D」》の等級に格付されている者であること。
- （5）別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式 1 による書面を提出すること。

（1）提出先

関東環境局 環境対策課 石川

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階

TEL：048-600-0157

（2）提出方法

持参、電子メール（kanto-renkei@env.go.jp）により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

（3）受付期限

令和 8 年 8 月 31 日（月）16 時まで（持参の場合は 12 時～13 時を除く。）

（4）質問に対する回答

令和 8 年 9 月 2 日（水）までに、関東環境局ホームページに掲載する。

・ <https://kanto.env.go.jp/procure/index.html>

6 企画書等の提出書類、提出期限等

（1）提出書類

① 企画書（別添様式 A～G）（添付資料を含めて綴じ込んだ 1 式）

② 経費内訳書

令和 8 年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

（2）提出期限

- ① 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金）16 時

- ② 作成に関する問合せ先

5（1）に同じ

（3）書面による提出の場合

- ① 提出方法

持参（提出期限必着）による。

- ② 提出方法

ア（1）① 3 部

イ（1）② 3 部

ウ（1）③ 2 部

- ③ 提出場所

5（1）に同じ

（4）電子による提出の場合

- ① 提出方法

電子ファイル（PDF 形式）により、電子メール※1 で送信、又は DVD-ROM 等に保存して持参で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール 1 通のデータ上限は 7 MB（必要に応じ分割すること）

- ② 提出場所

電子メールの場合：[kanto-renkei@env.go.jp](mailto:kanto-renkei@env.go.jp)

DVD-ROM 等の持参の場合：5（1）に同じ

（5）提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 16 時まで（12 時～13 時は除く）とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に

応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

#### 7 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

#### 8 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約候補者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

#### 9 審査の実施

- (1) 審査は、「令和8年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務の企画書審査の手順」（別添2）及び「令和8年度関東環境局における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

#### 10 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である関東環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する（参考の契約書（案）を参照）。

#### ◎添付資料

- (別記様式1) 質問書
- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書（案）

質問書

|         |            |
|---------|------------|
| 業 務 名   |            |
| 会 社 名   |            |
| 住 所     |            |
| 担 当 者   | 部署名：氏 名：   |
| 担当者連絡先  | TEL：       |
|         | E-m a i l： |
| 質 問 事 項 |            |

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。